

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。（1件1社）

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	高松建設株式会社	1か月
代表者氏名	代表取締役社長 高松 孝年	
本店所在地	大阪府大阪市淀川区新北野1-2-3	

3 入札参加停止の理由

元請として請け負った千葉縣市川市内の共同住宅新築工事において、平成30年10月3日、労働者に地下地面の掘削作業を行わせるに当たり、労働者が安全に昇降するための設備を設けず、労働者の労働災害を防止するための必要な措置を講じなかったとして、上記業者及びその使用人が労働安全衛生法違反により、令和2年1月8日付けで市川簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

4 停止期間の始期及び終期

令和2年7月9日から令和2年8月8日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内